

***** 教育相談窓口のご案内 *****

開設日時 毎週月曜日 午後1時～5時
 直接相談 常北公民館 (事前連絡不要)
 電話相談 ☎029-288-2409
 メール相談 ✉soudan@town.shirosato.lg.jp
 問合せ 教育委員会 ☎029-288-3135

お知らせ

INFORMATION

城里町役場 (代表)
 ☎029-288-3111

お知らせ

「ふるさと発見歴史講演会」のご案内

日時 10月18日(日)
 午前10時から

場所 コミュニティセンター城里

内容 講演「桜田門外の変く郷土の志士たち」

講師/元茨城県立歴史館史料

部長 宮澤正純氏

定員 150人

申込方法 9月14日(月)から30

日(水)までの平日午前9時～午後5時の間に左記申込先まで電話でお申し込みください。

申込先・問合せ 教育委員会

☎029-288-3135

浄化槽を使用している皆さんへ 法定検査を受けましょう!

浄化槽の所有者は、浄化槽の保守点検と清掃を定期的に行うこと、正常に機能しているかを確認するための法定検査を受けることが法律で義務付けられています。

この法定検査を受けていない方には、指導・勧告・命令が出され、県の職員が直接受検指導に伺うことがあります。また、命令に違反した場合は、過料に

処せられることがあります。

検査は、県指定機関である(社)

茨城県水質保全協会が行います。

浄化槽所有者の方は必ず法定検査を受けてください。

申込先 (社)茨城県水質保全協会

☎029-227-4821

問合せ 県廃棄物対策課

☎029-301-3020

木造住宅耐震診断事業を ご利用ください

町では、木造住宅の耐震対策を支援するため、耐震診断を希望する方に「木造住宅耐震診断士」を派遣する耐震診断事業を実施しています。

対象 町内にある住宅で、昭和56年5月31日以前に木造の

在来工法で着工され建てられた専用住宅。併用住宅の場合は、延床面積の半分が住宅として使用されているもの。

要件 ①対象となる住宅の所有者に税等の滞納がないこと

②診断士の聞き取りに回答ができること

※建築当時の確認通知書や工事写真等の資料があれば提示してください。

自己負担 2,000円

受付予定戸数 10戸(申し込み)

状況により、診断が次年度になる場合があります。

申込方法 申請書に必要事項を記入し、左記までお申し込み

ください。

申込先・問合せ

都市建設課(内線254)

☎029-288-3111

あでかけください!

●第102回笠間の菊まつり

期間 10月17日(土)～11月23

日(月・祝)

会場 笠間稲荷神社周辺

内容 大河ドラマ「天地人」

菊人形展、菊あかり回廊等

申込先 笠間市商工観光課

☎0296-77-1101

●なかひまわりフェスティバル2009

日時 10月31日(土)

午前10時～午後6時30分

場所 那珂総合公園周辺

内容 ミニコンサート、ヘリ

コプター遊覧、花火大会等

問合せ 那珂市商工観光課

☎029-298-1111

●ひたちなか市産業交流フェア

日時 11月7日(土)・8日(日)

午前10時～午後3時30分

場所 ひたちなか市総合運動公園

内容 マグロの解体ショー、

ステージショー、大抽選会等

問合せ ひたちなか市商工振興課

☎029-273-0111

*** 介護予防教室参加者募集 ***

町では寝たきりや認知症を予防するために、介護予防教室を行っています。ご参加ください。

	お達者くらぶ	百歳塾	いきいきふれあい教室
日時	午後1時30分～3時	午前9時30分～11時	午前9時30分～11時
場所	常北保健福祉センター	桂公民館	七会保健福祉センター

対象 65歳以上で介護保険サービスを利用していない方

内容 健康チェック(血圧測定)、レクリエーション、太極拳、手工芸、野外活動等

参加費 1回300円

申込方法 電話で下記までお申し込みください。

※希望者には送迎を行います。

申込先・問合せ 健康福祉課

☎029-240-6550

10月1日から **特医療福祉費支給制度受給対象者** の対象年齢を 「小学校卒業まで」から「中学校卒業まで」に拡大します

新たにマル特の対象となる中学生がいるご家庭には㊦受給者証交付申請手続きの通知を送付しましたので、まだ申請がお済みでない方は次のとおり手続きを行ってください。

手続きをされた方には後日、受給者証を送付します。

日時 随時（平日午前8時30分～午後5時30分）

場所 保険課（常北保健福祉センター内）、桂支所、七会支所

持参するもの ①健康保険証 ②印鑑

◎医療機関を受診するとき

医療機関の窓口には㊦医療福祉費受給者証と健康保険証を提示し、受診してください。
その際、健康保険の一部負担金の内、㊦自己負担額分を医療機関にお支払いください。

㊦自己負担額

- ★外来の場合は医療機関ごと・月ごとに1日600円（月2回を限度）
ただし、保険薬局では自己負担なし。
- ★入院の場合は1日300円（月3,000円を限度）
※入院時の食事代は、支給の対象になりません。

***** ㊦受給者の方へ～注意事項～ *****

- ㊦受給者証を利用して医療機関を受診できるのは、茨城県内の医療機関に限ります
県外の医療機関を受診された場合は、領収書・印鑑・金融機関の口座番号がわかるものを持参し、保険課または各支所に支給申請をしてください。
申請すると健康保険の一部負担金の内、㊦自己負担額分を差し引いた額を払い戻します。
- 学校の管理下での負傷・疾病の場合はマル特支給対象外となります
学校を通して申請する「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」の災害共済給付金の給付を受けた分についてはマル特の支給対象外となります。
- 保険証が変わった方は、新しい保険証と印鑑をお持ちのうえ、保険課または各支所の窓口で変更の手続きをしてください
- 所得制限はありませんが、未申告者についてはマル特を適用しない場合があります

問合せ 保険課（常北保健福祉センター内） ☎029 - 288 - 3111（内線372）

..... 広 告